

事務連絡
令和3年4月28日

各都道府県 男女共同参画主管課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する
継続的かつ迅速な支援について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県について、緊急事態宣言が発出されるとともに、その他一部の地域についても、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるなど、感染拡大が続いています。

これにより、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレス等から、DVの増加・深刻化や児童虐待のリスクの高まりが懸念されています。

これらを踏まえ、DV被害者に対する相談・支援について、下記の点にも留意のうえ、実施していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、関係部署及び貴管内市区町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）への周知をお願いいたします。

記

1. DV被害者に対する継続的かつ迅速な支援について

「新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援について」（令和2年4月3日付け内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する支援について」（令和3年2月2日付け内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知）にて依頼しましたとおり、引き続き、感染防止対策を十分に行っていただくとともに、DV被害者に対する相談・支援について継続的かつ迅速な対応の実施をお願いいたします。

また、国においては、昨年4月に「DV相談プラス」（0120-279-889）を開始するとともに、昨年10月からは、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通電話番号「DV相談ナビ」について、短縮番号「#8008」（はれれば）を導入し、相談窓口の情報発信を行っているところであり、各都道府県においても改めて相談窓口等について必要な周知等を行われるようお願いいたします。

2. DV被害者の同伴児童等に対する対応について

DV対応と児童虐待防止対応との連携については、昨年4月に施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）が改正され、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明記されたところであり、この趣旨を踏まえ、関係機関間での連携強化に御対応いただいているところです。

先般、当局においてとりまとめた、配偶者暴力相談支援センターにおける令和元年度のDVの相談件数等の調査の結果において、子供と同居しているDV相談者のうち、約6割に児童虐待もあったという結果が出ました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、DVの増加・深刻化が懸念され、児童虐待のリスクが高まることも懸念されることから、引き続き、支援ニーズが高い子供等を早期に発見するための見守り体制の強化に御協力いただきますようお願いいたします。

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
村田、菊地

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

Tel : 03-5253-2111 (内線 37547)

E-mail : g.dv.y3p@cao.go.jp